

練馬区特別養護老人ホーム入所基準

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中重度（要介護3以上）の要介護者を支える施設です。

軽度者（要介護1・2）の場合、つぎの基準に該当する方が入所対象者となります。

- ①知的障害・精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難な方
- ②虐待があり、心身の安全・安心の確保が困難な方
- ③認知症があり、常時の適切な見守り・介護が必要な方
- ④独居や老老介護などで介護できる家族が近くになく、在宅での生活が困難な方

項目	指標	指標細目	点
本人の状況	要介護度	要介護5	5
		要介護4	4
		要介護3	3
		要介護2(障害、認知症、虐待等に限る)	2
		要介護1(障害、認知症、虐待等に限る)	1
		最大値	5
	認知症高齢者の日常生活自立度	認知症自立度Ⅳ以上	2
		認知症自立度Ⅲ	1
		最大値	2
在宅生活者に対する主たる介護者の状況 ※1	介護者の存否・主たる介護者の心身等の状況 ※2	いない(要介護3以上の独居者に限る)	5
		難病、障害、要介護	5
		介護の必要な同居者が複数いる場合	3
		要支援、75歳以上、疾病、就労、就学前の子の育児	2
		特に事情がない場合	1
		最大値	5
		介護を手伝える同居の方がいる	-1
	要介護3以上の介護期間	4年以上	2
		2年以上4年未満	1
		最大値	2
住宅の状況 居所の状況	要介護3以上の居所・入所状況 ※3	在宅	3
		区内特別養護老人ホームを除く施設入所等	2
		区内特別養護老人ホーム入所	1
		最大値	3
緊急性基準	緊急性等の特別な事由 (裏面参照)	極めて高い(人的・物的緊急性)	2
		高い(人的または物的緊急性)	1
		最大値	2
合計最大値			19
同点選考基準		住民税額が低額の世帯を優先する	

※1 施設入所または入院中の場合は、「自宅に戻った場合」を想定して判断します。

※2 「介護者がいる」とは、同居または同一敷地内に居住する方(家政婦・ヘルパーは除く。親族かどうかは問わない。)がいる場合を言う。

※3 「要介護3以上の居所・入所状況」とは、在宅等の生活の拠点とする場所と、そこで受けられる医療と介護の状況の双方を勘案して、必要なサービスの安定的・継続的な受給の困難度の高い順に、施設入所の優先度を判断するもの。(裏面参照)

1 住宅の状況・居所の状況

<p>在宅 3点</p>	<p>本人の生活の拠点が在宅にある状態をいう(特定施設入居者生活介護を除く)。</p> <p>自宅(一戸建て、共同住宅等) サービス付き高齢者向け住宅(一般型) 軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 有料老人ホーム(住宅型、健康型) 養護老人ホーム 地域優良賃貸住宅</p>
<p>区内特養を除く 施設入所等 2点</p>	<p>介護保険施設サービスまたは介護サービスが提供される居住系サービスを利用、あるいは医療施設に入院している状態をいう。</p> <p>区外特養(東京武蔵野ホーム除く) 老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症高齢者グループホーム 有料老人ホーム(介護付) その他、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設 病院(医療療養型病床含む)</p>
<p>区内特養入所 1点</p>	<p>区内特養(東京武蔵野ホーム含む)</p>

2 緊急性等の特別な事由

<p>極めて高い</p>	<p>2点</p>	<p>介護者の状況(人的緊急性)と住居の状況(物的緊急性)のそれぞれに該当する場合</p>
<p>高い</p>	<p>1点</p>	<p>人的緊急性または物的緊急性のいずれかに該当する場合</p>

※人的緊急性

本人が介護者に対して拒否的(怒鳴る等)である、介護者が本人に対し暴力・無視・介護放棄・身体拘束等が懸念される、等

※物的緊急性

入所施設や入院中の医療機関から退所・退院を迫られているが、転院・転所先が見つからない。老人保健施設等を転々としている、等

※その他、特別に配慮する事情